


産業廃棄物処理施設設置の事業計画に

あなたの**意見**を！



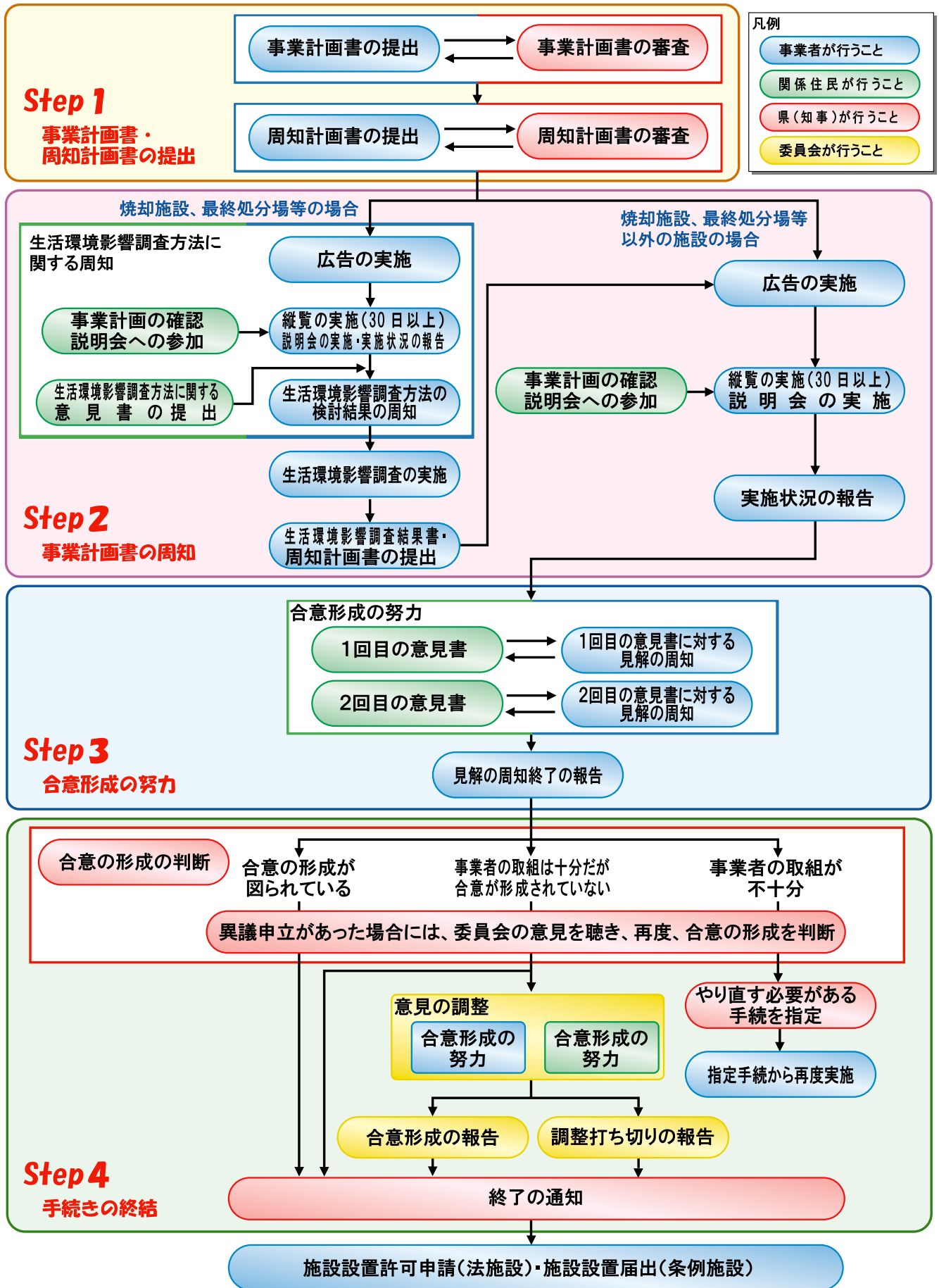
岐阜県では、「**岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例**」を平成22年1月から施行し、産業廃棄物処理施設を設置しようとする事業者に、事業計画に関する情報を関係住民の皆さんに事前に周知することを義務づけるとともに、関係住民の皆さんには、周辺地域の生活環境の保全に関する意見を述べる機会を設けました。

産業廃棄物処理に係る事業計画をより地域の生活環境に配慮されたものとしていくためには、関係住民の皆さん一人ひとりが説明会に参加するなどして事業計画の内容をよく理解し、積極的に意見を提出していただくことが必要です。

このパンフレットは、産業廃棄物処理施設の設置に関する手続きの流れや意見提出の機会など、この条例の内容を知っていただくために作成したものです。

岐 阜 県

産業廃棄物処理施設の設置には、条例に基づく事前手続きが必要です。



※処理能力の増加を伴わない施設の更新等については、この条例の手続きの一部が適用除外となります。

条例の手続きに関するQ&A

Q:事業計画書にはどのようなことが書いてあるの？

A:事業者が、どのような産業廃棄物処理施設を設置し、どのように維持管理していくのか、また、施設周辺の生活環境に対してはどのような配慮をしていくのか、などが書いてあります。

Q:周知計画書にはどのようなことが書いてあるの？

A:事業者が、どのように事業計画を関係住民の皆さんに周知していくのか、具体的には、周知地域や関係住民の範囲、事業計画の広告・縦覧の方法、説明会の日程などが書いてあります。

Q:合意形成の努力とは、どのようなことをするのか？

A:合意形成とは、事業計画及びこれに伴う生活環境への影響について、事業者と関係住民の皆さんとが互いに理解し合うことを言います。事業者と関係住民の皆さんが、お互いの立場を尊重し、説明会や意見書の提出、意見書に対する見解の周知等の手続きを重ねていくことで、合意形成に努めていただきます。

Q:合意の形成について、県が「事業者の取組は十分だが合意が形成されていない」と判断した場合は、どうなるの？

A:2回目の意見書を提出した関係住民の方又は事業者は、意見の調整の申出をすることができます。この場合、意見調整委員会が申出者と相手方との間の意見の調整を行います。意見の調整の申し出がなかった場合、この条例の手続きは終了となります。

Q:意見の調整とは、どのようなことをするのか？

A:意見調整委員会が中立の立場で申出者や相手方の意見を聴いたり、双方の主張を整理したりすることで合意形成を促します。ただし、あっせん、調停、仲裁の手続きを行うものではありません。

Q:意見の調整の申し出が、2回目の意見書を提出した関係住民に限られているのは、どうして？

A:1回目の意見書に対する事業者の見解に理解を示し、2回目の意見書の提出がなかった方は、意見の調整の対象とならないと判断されるからです。

Q:意見調整委員会とは、どのようなものなの？

A:委員会は、行政手続や関係法令の専門家(弁護士等)、生活環境への影響を客観的に評価できる専門家(大学教授等)等により構成されます。合意形成の判断に際して知事の求めに応じて意見を述べること、意見の調整、その他条例の施行に関する重要な事項について調査審議を行います。

Q:広告とは、どのようなことをするのか？

A:事業者が、事業計画を周知する方法、縦覧の場所や期間、説明会の開催日程などを、関係住民の皆さんに広く知らせることです。

Q:縦覧とは、どのようなことをするのか？

A:事業者が、公民館や役場などに事業計画書を備え付け、縦覧期間中は誰でも見るようにすることです。

Q:説明会とは、どのようなことをするのか？

A:事業者が、事業計画の内容を説明し、関係住民の皆さんの疑問や質問に答えます。また、必要に応じて県の職員が立ち会い、条例の説明をするともに、説明会でのやり取りを確認します。

Q:合意の形成の判断とは、なにをどのように判断するのか？

A:県が、事業者の見解や関係者の意見等を確認するなどして、事業者と関係住民の皆さんとの間で合意形成がなされているか、事業者は十分に手続きを行っているか、を判断します。

Q:合意の形成の判断に納得できない場合は、どうすればよいの？

A:関係住民の方又は事業者は、合意形成の判断に納得できない時には異議の申立てができます。申立てがあった時、県は、意見調整委員会の意見を聴いたうえで、再度、合意形成の判断を行います。なお、2回目の判断に対しては、異議の申立てはできないこととなっています。

Q:終了の通知とは、どのようなものなの？

A:事業者が条例で定められた手続きを全て適正に実施したと県が判断した場合に、条例手続の終了を通知するものです。その後、事業者は法律に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請等を行うこととなります。

Q:この条例の手続きを行わなかった場合は、どうなるの？

A:事業者が条例で定められた手続きを行わずに、法律に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請等を行った場合は、許可しないことがあります。

事業計画の周知対象

事業者は、次の基準を勘案して、関係住民の皆さんに対して事業計画を十分に周知できるよう、周知地域の範囲を設定する必要があります。

周知地域の範囲の基準

○法律の許可施設を設置しようとする場合

- ◇ 法律に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請時に縦覧等を行う施設(最終処分場を除く。)は、事業計画地の敷地境界から500m以内の地域
- ◇ 産業廃棄物最終処分場(遮断型・管理型・安定型)は、事業計画地の敷地境界から500m以内の地域及び交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道(道路境界から100m以内の地域)
- ◇ その他の産業廃棄物処理施設は、事業計画地の敷地境界から200m以内の地域
- ◇ 施設からの放流水(雨水及び生活排水を除く。以下同じ。)がある場合は、放流水が流入する公共用水域における放流地点から1000m以内の水域(放流水が低水量時に100倍に希釈される場合はその地点までの水域)
- ◇ 生活環境影響調査の結果から、生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域

○適正処理条例の届出施設を設置しようとする場合

- ◇ 産業廃棄物の焼却を行う小規模産業廃棄物処理施設は、事業計画地の敷地境界から500m以内の地域
- ◇ 上記以外の小規模産業廃棄物処理施設は、事業計画地の敷地境界から100m以内の地域
- ◇ 施設からの放流水がある場合は、放流水が流入する公共用水域における放流地点から1000m以内の水域(放流水が低水量時に100倍に希釈される場合はその地点までの水域)

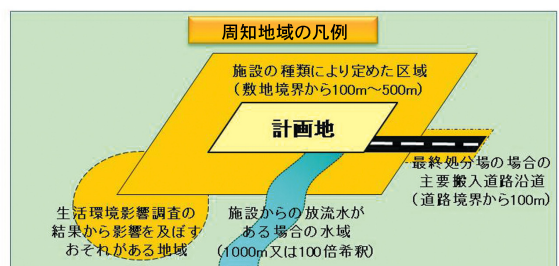
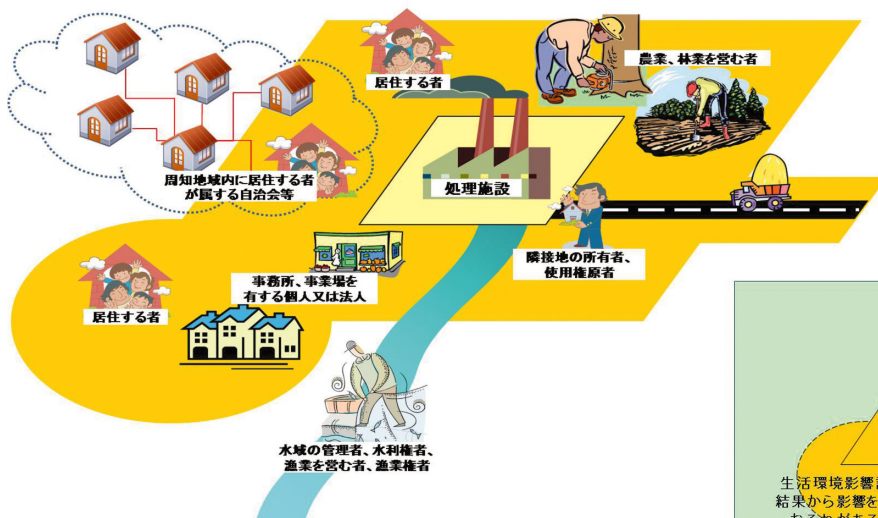
関係住民とは、産業廃棄物処理施設等の設置等に伴い周辺地域の生活環境の保全上の利害関係を有すると認められる方をいい、次の方が挙げられます。事業者には、関係住民の皆さんの多くが知りうる方法によって、事業計画の周知を図ることが求められます。

関係住民

- ◇ 事業計画地の敷地境界から10m以内の土地について所有権又は賃借権等の土地を使用する権利を有する方
- ◇ 周知地域内に居住する方
- ◇ 周知地域内に事務所又は事業場を有する個人又は法人
- ◇ 周知地域内において農業又は林業を営む方
- ◇ 周知地域内の水域の管理者、水利権者、漁業を営む方及び漁業権者(施設からの放流水がある場合に限る。)
- ◇ 周知地域内に居住する方が属する自治会等

法律 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 適正処理条例: 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例

事業計画の周知を行う地域と関係住民のイメージ



関係住民の皆さんが事業計画を知る機会、意見を述べる機会は次のとおりです。

広告

- ・広告書が公民館に掲示されたり、自治会の回覧版で回覧されたりします。また、県のホームページにも掲載されます。

- 1 広告書には、設置しようとする施設の種類や能力、事業計画書の縦覧場所や期間、説明会の開催日時や場所など、重要な情報が掲載されていますので、内容を十分に確認してください。

縦覧

- ・広告書に記載された縦覧場所に備え付けられた事業計画書を自由に閲覧することができます。

- 1 事業計画書の内容を確認するとともに、事業者の問い合わせ先や意見書の提出方法などを確認してください。なお、縦覧場所には、意見書の様式も備え付けてありますので、ご利用ください。
- 2 事業計画書は、自ら持参したハンドコピー機でのコピーやカメラでの撮影が可能です。ただし、他の人の迷惑にならないようにしてください。

説明会

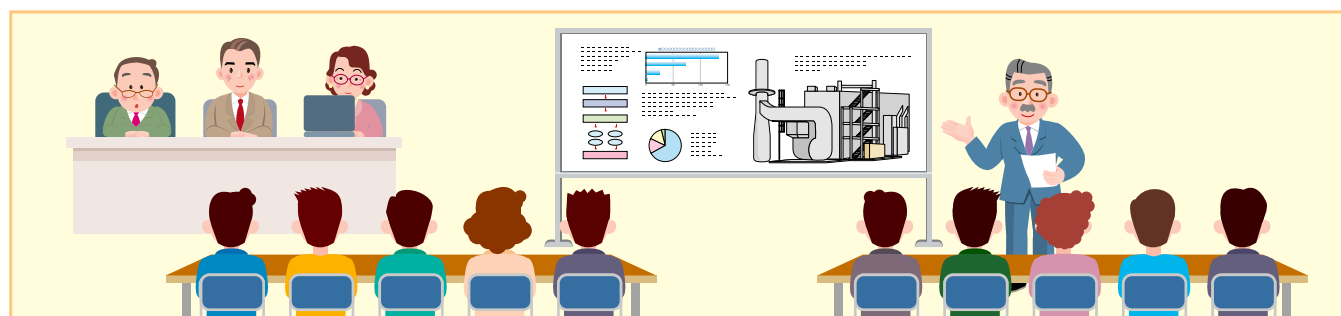
- ・広告書に記載された日時、場所において、事業計画に係る説明会が開催されます。
- ・事業計画を把握するためには、事業者の説明を聞いたうえで、周辺地域の生活環境を保全するにあたり不安なこと、配慮して欲しいことを具体的に事業者質問し、伝えることが重要です。

- 1 事前に縦覧会場において事業計画書を確認して、疑問点などを整理しておくといでしょう。
- 2 説明を聞いて分からない点があれば、遠慮せず事業者質問してください。
- 3 質問をする時は、必ず進行役の指示に従ってください。

意見書の提出

- ・意見書には、施設周辺の生活環境を保全するために事業者配慮して欲しいことを具体的に記載してください。（単に「反対」という意見では、事業者に見解を求めることができませんのでご注意ください。）
- ・意見書を提出すると、提出した意見に対する事業者の見解をもらうことができます。

- 1 意見書は、計画地を所管する県の振興局に持参又は郵送（提出期間内の消印有効）してください。なお、提出期間は、「縦覧の開始日」から「縦覧終了日の翌日から起算して14日を経過する日」までとなります。
- 2 意見書は、事業者に対して提出するものですが、提出窓口である県の振興局を経由して事業者へ送付されます。
- 3 意見書の様式は、縦覧会場、説明会会場、県の振興局若しくは県のホームページで入手できます。
- 4 **生活環境の保全を目的とした対策を事業者に求めようとする場合は、必ず意見書を提出してください。**
- 5 施設周辺の生活環境保全上の見地から意見を有する方であれば、関係住民以外の方であっても意見書を提出することができます。
- 6 **住所及び氏名が記載されていない意見書、提出期限を過ぎて提出された意見書、自署又は押印がない意見書は、無効となりますので留意してください。**



意見書の提出先、条例の手続き等に関する問い合わせ先

事業計画に係る施設の立地市町村	意見書の提出先・問い合わせ先	
	振興局名	所在地・連絡先
羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町	岐阜振興局 環境課	〒500-8708 岐阜市司町1 岐阜総合庁舎 TEL:058-264-1111 FAX:058-266-1964
大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町	西濃振興局 環境課	〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎 TEL:0584-73-1111 FAX:0584-74-9428
揖斐川町、大野町、池田町	西濃振興局 揖斐事務所 環境課	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎 TEL:0585-23-1111 FAX:0585-22-1829
美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	中濃振興局 環境課	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎 TEL:0574-25-3111 FAX:0574-25-3934
関市、美濃市、郡上市	中濃振興局 中濃事務所 環境課	〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎 TEL:0575-33-4011 FAX:0575-35-1492
多治見市、瑞浪市、土岐市	東濃振興局 環境課	〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 TEL:0572-23-1111 FAX:0572-25-0079
中津川市、恵那市	東濃振興局 恵那事務所 環境課	〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎 TEL:0573-26-1111 FAX:0573-25-7129
高山市、飛騨市、下呂市、白川村	飛騨振興局 環境課	〒506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 TEL:0577-33-1111 FAX:0577-33-1085

岐阜県環境生活部廃棄物対策課
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111 FAX:058-278-2607

ホームページ

◇ この条例の詳細や手続きの進捗状況は、岐阜県のホームページにも情報を掲載していますのでご利用ください。

岐阜県 産業廃棄物手続条例

検索 

この条例は、岐阜市を除く県内に産業廃棄物処理施設を設置する事業者に適用されます。

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL:058-272-1111 FAX:058-278-2607

E-mail: c11225@pref.gifu.lg.jp